

方である。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

児童相談所がリスクアセスメント等をきちっと行い、重篤なケースであるかどうか振り分けていく専門家としての能力が求められる。児童相談所は増やせない、児童福祉司も増やせないという前提があるなかで、虐待問題が深刻化してきてどうしようもない現状があり、児童相談所の機能を虐待と非行問題に特化させ、それ以外を市町村で担っていくというのが今回の話の流れである。それは、虐待及び非行に特化した相談所を都道府県に設置しようということでも、市町村が専門領域で力をつけてきたので機能を移そうということでもない。

アメリカでもイギリスでも、新たな問題が発生すると、それに対応するための新たな機関を作ろうという発想がある。つまりスクラップアンドビルドである。日本の場合は今あるものをいかに活かそうかという発想となる。なぜなら日本の行政というのは、一旦作ったものは、それがたとえ社会的に必要がなくなってもなくすことができないからである。虐待が件数として少なかった頃は児童相談所縮小の話があったほどなのに、件数が多くなってくると、そこを現有勢力で何とかしようというのが行政的な発想である。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

①に含む。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

仕事の押し付け合いになりかねないので、できるだけ円滑な関係が必要である。今でも児童相談所では懸念している。県によっていろいろな事情はあるが、郡部福祉事務所が町村と児童相談所のコーディネートをするということもある。しかし、児童相談所には調整という機能がある。児童相談所が積極的に町村とコーディネートしていくというのがメインストリームになると考えられる。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

児童相談所から市町村の方に移していく仕事としては、障害児関係であると思う。療養手帳の関係は市レベルでもできる。虐待や非行は県の児童相談所が担当していくことも可能であるが、一時保護所の運営は市町村ではできないので、委譲は難しい。一時保護のための職員を市町村で置くことはコストの点でも無理があると思う。県と市のケース情報資料の共有は子どもの福祉のためなら、大事であるかも知れない。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

軽微なケースはもう少し市町村に委ねていいのではないかと。初期対応を含め市町村が責任をもってかかわっていただけることも重要である。とくに発達・育児相談支援はより具体的に市町村の役割と

して動けるように考えていく必要がある。心理判定の職員を児童相談所から派遣しつつ市町村が主体となって取り組むべき領域といえる。

児童相談所は子どもの権利擁護機関として特化していくことが必要である。施設入所についてはより慎重である必要がある。施設措置業務を市町村に委ねることは困難であり、在宅でいかに子どもの生活を支えるかというコーディネート機能をより市町村に委ねていくべきである。

15) 川崎二三彦（京都府宇治児童相談所・児童相談所関係者）

幼児が虐待されていると近隣から通報があった場合、児童相談所職員が行ったらびっくりするかもしれないけれども、保健師が行くとうまくいくことはある。つまり、児童相談所が入りにくい場合でも、保健師であれば相手も受け入れてくれることがしばしばある。また、「保育所は毎日通ってきています」、「子どもはこういう状態だから」、「お母さんもちょうど心配していたんです」とかいうこともあり、市町村のほうが状況を把握しやすい。

今でも何かをしようとしたときに、市町村の協力なしに児童相談所だけで何かができるということは少ない。ただ、メインは児童相談所が対応していた。保健師や保育所に必要に応じてお願いすることはあるが。実際にコーディネーターは決めていないけれども、連携は取れていると思っている。

子育て支援センターや家庭児童相談室がやっていたことが、市町村の役割として明確になったということであれば、何も変わらないわけだが、軸足が児童相談所から市町村に移るということなら、違ってくると思う。もちろん、今回の法改正はそれだけではないと思うが。

児童相談所の業務で、4月から「これは市町村で」と言って、回していけるものはそんなにない。法律は法律で、すみ分けはまだこれからの課題だろう。理念先行で、これは今後じわじわと効果を発揮すると思っている。1年、2年と経っていくうちに、市町村業務として定着していくのではないか。もっとも児童相談所でも格差があるわけだし、市町村はもっと格差があるから、市町村によって対応の違いが出てくると思う。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

適切な役割分担が定着するには時間がかかる。市町村は最低ここまでやるべきというガイドラインを示していくべきである。

市町村職員の意識改革を行い、地域の相談はまず受け入れていくという意識が必要である。また、市町村職員への強力な研修を都道府県、児童相談所がやっていかなければならない。とりわけ、軌道にのるまでは内容の濃い研修が必要である。

事務的に線引きするのではなく、児童相談所は市町村と一緒に考えていく姿勢が必要不可欠である。市町村のネットワークをバックアップするために児童相談所はネットワークの立ち上げおよび運営に関して、スーパーバイズ、技術的支援などの形で関わっていかなければならない。そのようなことを通じてお互いの業務分担がわかってくる。そのためには、まず児童相談所が明確なビジョ

ンをもっている必要がある。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

将来的にはまず市町村が対応して、必要なものは児童相談所が受け取るという2層構造でやっていくということは、当然の流れだと思うが、ここ2～3年が勝負である。まずは市町村の体制整備にかなりの努力と支援が必要である。市町村の間で格差があるし、全国的にも格差がある。どこをスタンダードにするのかというのは非常に難しい。地域の実情が全然違うので、ここはかなり府県の力量や姿勢が問われるところだと思う。国でスタンダードを作っても、それがすべての府県で使われるかはわからない。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

児童相談所の考えを市町村に押し付けていくと、連携に支障が出てくる。市町村と一緒に汗を流せるだけの職員の数が必要であるが、児童相談所にそれだけの余裕はないのが現状である。市町村には一つのケースに関わる職員の数が必要になると思うが、それぞれの市町村ごとに持っているリソースも特徴も異なるので、その特徴に合ったやり方を見つけていく上でのサポートを児童相談所ができればいい。結果的に市町村の力量が向上することによって、児童相談所の仕事も円滑に進むことになる。このことは、利用者の視点に立つと、より身近なところでいいサービスを受けることができるようになりメリットがある。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

いかに児童相談所が市町村を育てることができるかが課題となってくる。大阪市でも、区レベルでのネットワークを作ったときに児童相談所の地区担当ケースワーカーに「それで仕事が楽になるわけではない。児童相談のノウハウを伝え、育てていくのが地区担当のケースワーカーの役割である。区ごとに設置した虐待対応係長は児童相談所の外部職員だと認識して連携してほしい」と話してきた。

県と市町村は別の組織だという認識ではいけない。むしろ自分たちの外部人材だと捉え、そこを育てていくのが県の仕事である。児童相談所の職員が市町村とうまくタイアップして実践内容の充実を図る努力が求められる。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

まず都道府県と市町村に上下関係があることは駄目で、対等な関係とならねばいけない。後方支援という部分はあるものの、援助の部分では対等になるべきである。そのために市町村も援助体制をつくっていかねばならない。対等でなければ児童相談はできないと考える。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

②を含む。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

ケースについてのアセスメントが、市町村レベルでどの程度できるのか疑問である。心理的なアセスメント等を行うことになれば、市町村レベルでも心理職を置かなければならないので、厳しいだろう。

児童相談所と市町村との間で、児童相談体制の地域格差を推定し、その縮小のための対策を考えていくことが必要である。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

兵庫県内の児童相談所の対象件数を比較すると、C市にある児童相談所は現在でも阪神間180万人が対象となっている。そして今後の開発にともなって、さらに人口が大幅に増えることが予測されている。このような状況で、児童相談所と市町村との連携を取ることができるのか、また職員配置も現行のままで良いのかと考える。

27) 伊達直利（旭児童ホーム・児童福祉施設関係者）

横浜の現状を見てみると18区あり、ワーカーが集団で関わる所と、個人が地区担当で関わる所がある。今後は地区担当が各地区に出向し、週1～2回は本部に戻り検討会を行うというのが望ましい形ではないか。いずれにしろ相談に対応できるメンバーはそんなにいないのだから、県と市町村が人的交流も考えてよいのではないか。今までのように児童相談所は児童相談所としてあり、市町村は市町村で独自に作り上げるというのは不可能ではないだろうか。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

虐待などの対応困難なケースは児童相談所が、健全育成などは市町村が対応していくという方向性になっているが、ケースの窓口となる市町村に振り分ける力があるのかが懸念される。また、どちらが対応するかというレベルでの押し付け合いにならないかが懸念される場所である。市町村と児童相談所の職員の専門性という点からも不安がある。

- ・ 専門家としての力量が育つための養成システムが検討される必要があり、ケースワーカーではなく、ファミリーソーシャルワーカーの養成が必要だと考える。

やがて市町村のワーカーが育ったら、県は専門家の派遣と措置権のみの役割でも良いのではないかと。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

児童相談所は市町村をサポートする機関として位置づけるべきである。難度が高く、より専門的な対応が求められるケースに関しては、児童相談所が対応する。しかしながら、児童相談所と市町

村がそれぞれに縦割りに行動するのではなく、連携を密にして一緒に取り組んでいくことが大切である。

30) 岩佐嘉彦（弁護士）

児童相談所と市町村との関係を考えると、（業務の）振り分け、スクリーニングの責任の所在があいまいになるおそれがある。工夫で乗り越えていくこともできるかもしれないが、児童相談所が逃げ腰にならないかという問題もある。一時保護をするなど強権発動できるのは児童相談所だけであるが、こういったケースに児童相談所が積極的に関与しないと、市町村は、武器を持たずに仕事をしろと言われるに等しい。

悪循環のストーリーを考えると、児童相談所にノウハウがたまらない。ノウハウがたまらないと市町村にスーパーバイズできない。これでは市町村から信頼はえられない。最後に施設に入れるとき以外は、児童相談所を頼っても仕方ないということになって、ますます市町村に仕事がまいこむというおそれもある。

スーパーバイズをするためには、ケースを直接持たないとできない。自分でやった経験のないことについてのスーパーバイズはできない。

市町村の戦略としては、児童相談所を逃がさず難しいことをしっかりと聞いて、児童相談所と一緒に成長していくということが大切である。

現在でも各市町村によって児童相談所との関係はまちまちである。例えば、市が熱心に虐待対応をしていて、児童相談所との関係が厳しいところもあるし、また逆に、市が戦略的にネットワークを作っていて、児童相談所と協力し合って、一緒に動いている場合もある。ネットワークがしっかり構築出来ていると、機関同士の細かな葛藤はあるものの、ケースを押し付けあうという雰囲気は私の知っている限り発生していない。逆にうまく行っていないところは、先にも述べた悪循環が既に発生している。ネットワークの作り方にもよるし、市の力量と都道府県の力量との関係性もある。

31) 峯本耕治（弁護士）

今の体制での法的な枠組みとしては、措置、一時保護の権限を持つのはあくまでも児童相談所である。したがって、たとえば市町村ネットワークのなかで、「このケースについては一時保護を行う」というプランを立てても、児童相談所としては法的には全く拘束されない。これから関係機関の意識が高まるほど、分離して欲しいというケースが増えることが予想される。関係機関のネットワーク会議のなかで、分離して対応するプランが立てられたとしても、児童相談所に持ち帰った時、その方針で動くかということと必ずしもそうならないケースが出てくることになるし、現在でも実際にそのようなケースが出ている。この点について、法的な手当をする必要がある。

また、関係機関やネットワークでは様々な形でケース会議が開かれているが、その手続は決まっていない。ケース会議を開くことが義務化されているわけでもないし、ケース会議で何を決定する

かということも決まっていない。もちろん決定したとしても執行拘束力の範囲も規定がない。非常に曖昧な形でケース会議を執り行っている。

この点については、イギリスでの取り組みが参考となる。最初のアセスメントにより虐待ケースとして認定されれば、ケース会議の開催が義務づけられる。そしてケース会議においては、現実に虐待の恐れがあるとして子ども保護登録に登録するか否か、また虐待対応の中心役となるキーワーカー、対応チームのメンバー等を確定しなければならないことが定められている。また、定期的な見直しのためのケース会議の開催も義務づけられている。日本の場合、そういう基本的ルールがないのが大きな問題である。対応ができないからルール化しなければならないし、ルール化すると人材が欲しい。そこが課題だろう。今回の改正では、やる気のある人はするし、ない人はしないといったように、差が広がる方向に進むのではないか。もしかすると何も変わらないし、逆に児童相談所の役割が限定されることによって児童相談所が在宅支援ケースへの対応に消極的になり、対応が後退する可能性もある。一応、市町村のなかに「事務局は作りました」というだけで、改正したけれども何も変わらないということも可能性として十分あり、その点が大変心配である。

5. 家庭児童相談室のあり方

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

今後、家庭児童相談室を改編強化していくことが重要である。家庭児童相談室が市町村の児童相談の中核となるであろう。しかし、そのためには相談員の専門性の改善強化が必要である。

現在の家庭児童相談室は福祉事務所の中に設置されているが、将来的には家庭児童相談室は福祉事務所から独立させ、市町村立の「子ども家庭相談センター」（もしくは「児童相談センター」、仮称）として再編していくことが望ましいと考える。家庭児童相談室は現在は1000か所程度だが、2000か所程度あってよいのではないか。家庭児童相談室も統合化した、市町村の責任体制でのこうした「子ども家庭相談センター」が、障害相談や育成相談を担う。よろず相談だから、要保護児童についても門戸は開くが、システムとしての役割分担は考えるべきであり、行政権限を十分にもったソーシャルワークは都道府県、指定都市に残しておいた方がよい。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

全体的に、専門的機能をきちんと果たすように変わろうとしているわけだから、家庭児童相談室もそういった方向に進んでいく必要があるだろう。保育士や社会福祉士の中から人材を育てるといったような何らかの方法をとるべきである。

また、現在の児童相談所の虐待対応職員は、自分の時間も関係なく一生懸命やっているもので、そういう人への支援体制も考えていく必要がある。市町村に責任を持って職員を育ててもらふことや、

職種間のすみ分けをきちんと行っていくことも大切だ。家庭児童相談室があるところはうまく利用することも考えていくことが必要である。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

これまで述べて来たことから考えれば、廃止、あるいは新しく生まれ変わっているであろう。要保護児童対策地域協議会の一元的管理機関として生まれ変わっているかもしれない。都道府県設置の家庭児童相談室はいらなくなる、廃止であろう。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

非常勤職員の場合は、2日又は3日だけの雇用や1人しか雇用していないなど、ものすごくばらつきが見られる。

また、保育所長が担当しているなど、場所によってこれも違いがある。例えば、心理職出身の家庭児童相談室の人の場合、虐待問題が専門ではないことから、敬遠する所もあると聞いている。やはり、家庭児童相談室はソーシャルワークができる人、特にファミリーソーシャルワークができる機能を持つということが重要だと思っている。そういった人を養成していく、あるいはそういった人を確保していくためには、やはり職員の常勤化が重要なポイントと思っている。

都道府県設置との違いについて、都道府県でも例えば滋賀県は、県の福祉事務所の中に、家庭児童相談室がある。ここは市町村の方がバックアップして、ネットワークを作り活発な業務をしている。そういう場合もやはり職員は常勤化して、その人たちの位置関係を安定させることがいい仕事につながると思う。したがって、一定の資格要件プラス常勤化を決めること、そして研修体制の整備が必要である。

しかし、家庭児童相談室によって活動内容にばらつきがあり、アイデンティティが低いと思われる。きちんと役割を担っている所もあるが、そうでない所も多いと聞いている。

では、ファミリーソーシャルワーカーを誰がやれるかといえ、保育師では乳幼児は対応できるが、学齢児の対応が難しかったり、保健センターの職員では5歳未満は対応できるが、18歳までの学齢児を含むとなると少し不十分であったりと、専門教育を受けていないことから十分な対応が困難になることが多々ある。そういった意味では、子育て支援の相談機能にのっとり、例えば社会福祉士を研修してファミリーソーシャルワークを担うというような形で雇用していくことが本当はいいのではないかと思う。

少なくとも非常勤職員あっても、もう少し安定した地位・待遇を与えることがすごく大事なことと思う。そうしない限り、市町村の相談体制がなかなか充実していかないであろう。また、行政の職員は3年ぐらいで転勤等があり、その人が転勤したら弱体化してしまうということがあり、やはり専門職員が常時いることが大事だと思う。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

①を含む。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

相談にあたる職員は非常勤が多く身分保障が悪いために、家庭児童相談室間の力量の差が大きく、ソーシャルワークのわかる職員が専任で相談にあたる必要がある。だが常勤は難しいと考えられるので、3) ①で述べたように、5年間契約くらいで各都道府県の社会福祉士会が会員を家庭児童相談室に派遣するようにするとよいと思う。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

家庭児童相談室は、市町村設置でも都道府県設置でも一定の行政の管轄範囲を前提に設けられている。それをうまく機能させれば、日本の隅々まで児童相談を行き渡らせることができる。ところが児童家庭支援センターは著しく偏在しており、児童相談を児童家庭支援センターに任せるということはできない。

そうすると家庭児童相談室のように、行政の範囲が決まっていればそれをつないでいけば日本中を覆い尽くすことのできる機関が必要ではないだろうか。ただし、今の体制のままでは十分な活動はできない。専任専門職でやっていた児童相談を非常勤の家庭児童相談室に下ろしただけになって、一緒に相談水準も下方修正してしまっただけではいけない。少なくとも職員を専任配置にしなければならない。

児童家庭支援センターを児童福祉施設に付置するという規定をなくしてすべての市町村に設置できるようにすればいいという意見もあるが、それならば児童家庭支援センターと家庭児童相談室とを統合して、専門職員を配置することを考えた方がいい。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

市町村の児童相談をどこが担うかという点では、家庭児童相談室のあるところでは、その中心的役割が期待される。東京都では、児童家庭支援センターと家庭児童相談室という機能を両方遂行している、子ども家庭支援センターという独自のものを作っている。また保健所が拠点となっているところもある。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

家庭児童相談室の職員については、西日本では常勤が多いが、東日本となると非常勤ばかりとなっており、形骸化してきた現れであろう。東京と大阪以外では形だけの所も多く、家庭児童相談室については市町村の体力の問題抜きには考えられない。戦後60年、財源も含めて国から都道府県へ、都道府県から市町村へ下ろされるという中央集権の形でやってきたのだから、地方が育ってこなかったのも当然である。その流れのなかで市町村で対応しようとする今回の話が起こっても、形だけの制度になってしまうのではないか。財政規模などの地域差があるので、最終的には市町村で対応

していくというゴールがあるにしても、その途中経過としての中間的な段階が必要だと考える。地域に見合った形で改革を進め、それをオーソライズしていくなかで、地方自治体の主体性をどう育てるかが大切である。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

家庭児童相談室は年々減っているのですが、この法律は歯止めになるかもしれない。家庭児童相談室のあり方がいいかどうかも議論がある。学校長のOB対策というのではうまくいかない。家庭児童相談室を今回の法改正で生かすならば、常勤のソーシャルワーカーの配置が必要である。

家庭児童相談室は来所面接が基本であるが、家庭児童相談室がリーチアウトしていくということが必要である。どんな窓口を作っても担当が地域に出ていくことができなければうまくいかない。保健師が地域に出ていくシステムをもっているが、保健と福祉のすり合わせが必要だ。縦割り行政で教育も入ってくる。内部の体制強化だけでなく市としての全体の枠組みを見直し、その中で家庭児童相談室があるところはそれをどう位置づけるかという検討が必要である。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

地域格差がはなはだしく、いい家庭児童相談室と、ただ形式的にしか機能していない家庭児童相談室との差が著しい。うまくいっている地域ネットワークのあるところで家庭児童相談室がどのように動いているのかをアセスメントしてみるという方法はいいかもしれない。いずれにしても、古い制度であり、位置づけも曖昧のままずっときている。今回相談体系を全部見直すということになっているが、家庭児童相談室には触れていない。この際、家庭児童相談室についての見直しが必要かもしれない。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

市の相談体制として虐待対応にも期待されているが、そこには職員の問題がある。大阪の場合、ソーシャルワーカーが主として配置されているが、これからは家庭児童相談室を発展させることが前提で、各市がやっていくことになるのではないのか。そこで保健センターも関わることになるだろう。家庭児童相談室の機能に色づけして行く必要がある。そのためには、ソーシャルワークができるような職員を置くことで、その職員の質と、かかわる業務を考えていくべきである。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

北海道は支庁制度をとっており、支庁（道：14支庁）と市に家庭児童相談室があるが、支庁の家庭児童相談室はほとんど機能しておらず、家庭相談員の1名配置分を児童相談所の職員（虐待対応協力員）に充当している。また1名の家庭相談員は事務所内の事務に従事している状況である。

市設置による相談室は、格差はあるものの相談活動、児童相談所との連携窓口などの機関として機能している。

北海道の広域性を考えると、町村での窓口対応などが整うと、相談室との役割分担などで町村・児童相談所との関係が今まで以上に困難になるのではないか。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

市町村が一次窓口になるのであれば、都道府県家庭児童相談室はいらない。位置づけが中途半端で、存在意義がなくなる。

今の市町村家庭児童相談室では一次窓口となりえない。家庭児童相談室を核として、その家庭児童相談室を抜本的に強化していくというのが現実的である。

何について抜本的強化していくかということ、ひとつは職員数を増やすということである。もうひとつは、専門性の向上が必要である。そのためには、教職員OBでなく児童福祉司なみの任用資格を求めていくことが必要である。それと、将来的な方向性としては心理職の配置も検討していく必要がある。児童相談所業務においては発達をおさえるということがいかなる相談においても非常に大事で、そういう意味で市町村、家庭児童相談室に心理職を配置する意義は大きい。今の改正法の内容からすると、発達をおさえるというのは児童相談所になる。それでは、気軽に相談できる相談体制とはいえない。したがって、市町村の心理職の配置というのは重要な課題として残されている。是非、心理職を配置してほしい。

家庭児童相談室の職員は、常勤の専門職であるべきであるが、規模の小さい町村では難しいので民間委託も考えていくべきである。2003年の児童福祉法改正で子育て支援事業が法定化されたが、総合コーディネート業務については社会福祉法人などに委託可能とされている。これはさきがけで、この流れでいくと家庭児童相談室についても民間委託ができてもおかしくない。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

任意で設置できることになっているので、今回の法改正ですべての市町村に設置義務がかけられるわけではない。そこは市町村の意向に委ねるとしても、家庭児童相談室を作らなくても、家庭児童相談室に該当する機能は作るべきだと思う。都道府県設置の家庭児童相談室は大阪府内にはないので、この状況はよくわからないが、全国的に見ても、都道府県設置の家庭児童相談室は縮小しているようである。それぞれの町村だけで相談を受けきれないところでは、郡部の家庭児童相談室がそれをカバーすることは十分あると思うし、そこはそれぞれの府県の考え方によるのだろう。特に、町村がどこまでの相談を担えるかといえば非常に難しいと思うので、しばらくは都道府県の家庭児童相談室の役割もあるのではないかと思う。

家庭児童相談室は法改正をむかえても、非常勤を置くということであり、現行制度では不十分である。もう少し法改正に合わせて家庭児童相談室の基準をあげるべきである。非常勤で複雑な家庭の相談に対応するのは難しいと思うので、せめて常勤職員に変えていく必要がある。そこでの職員の役割は、府内の家庭児童相談室を見ていると単に相談を受けるだけではなく、ネットワークの中核機関の役割を果たしたり、ハイリスクの親グループ治療を行ったり、かなり多岐にわたる相談活

動を展開しているのです、ここも人材養成のあり方を考えなくてはならない。少しの研修はどこもやっていると、果たしてそれで足りるかどうかということも考えていかなくてはならない。都道府県が、市町村をバックアップする時のひとつの柱に家庭児童相談室の支援も入ると思う。大阪府は家庭児童相談室の設置が望ましいという言い方はしている。モデルがいくつかあるので、設置を検討する市にすれば、参考にする材料はあるわけである。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

家庭児童相談室を児童相談の窓口として整備していくのが一番わかりやすい。滋賀県は全ての市に設置されており、その実績からみても「ミニ児童相談所」になりうる。その成否は、専門職の配置、判断の責任体制の整備如何にかかっている。したがって、室長は他部署と兼務ではなく専任であることが求められる。身近で継続支援してもらえ場所になってほしい。

課題として、非常勤の家庭相談員がとて多いことが挙げられる。自治体や機関によって就業期間が限定される場合もあるが、嘱託でも十数年勤め、かなりの情報や支援のノウハウを蓄積してきた人もいる。一方、正規職員の場合、なかなかそういう位置づけにもっていきにくい。嘱託であっても、給与面を配慮しつつ、継続して業務に当たれる専門職を確保することが必要である。

より身近な相談の窓口として住民にとって分かりやすいという意味でも、市町村設置の家庭児童相談室が望ましいと考える。都道府県設置の家庭児童相談室は、そのノウハウをいかに市町村に伝えていくのか、そういう意味では後方支援ということになるのであろう。児童相談所と同じ事になるとするならば、同じ専門家集団として統合される方が効率的なのかもしれない。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

子どもの専門知識をもった相談スタッフとして家庭児童相談室は有用だが、多くの場合に非常勤でやっている。市町村に機能が下りたとき、家庭児童相談室が中心になってやればいと安易に考えている市町村が多いようだが、非常勤のスタッフにコーディネートの力があるとは思えない。ネットワークの一スタッフとして位置づけるべきである。あくまでも市町村行政がコーディネーターを明確にすべきで、家庭児童相談室任せでやっていくことはよくない。

家庭児童相談室の質もまちまちである。ただ、常勤職員と非常勤職員では格差があり、常勤で配置している市町村の方がよりよい実践が可能であろう。また、心理学をベースとした職員はネットワーク的な動きができず、個別のケースに継続的に関わろうとするが、今必要なのは地域の機関を結びつけ、地域の連携を高めることである。心理職にコーディネートを求めることは難しいのではないか。ケースマネジメント、コミュニティーオーガニゼーションの発想を持った人であるべきである。また子どものことは福祉事務所も家庭児童相談室任せという現実があるが、このままでは安易な形で終わってしまい実際の機能充実にはならないだろう。常勤化して、組織として充実させていくことが必要ではないか。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

家庭児童相談室は保護する機能はないので、都道府県には必要ないと考える。もし必要とするなら児童相談所の支所を設置するほうがよい。児童相談所の数を増やす方が望ましい。市町村の設置のあり方とすれば、常勤化、専門化、法定化である。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

市町村で主体的に設置しているところや、福祉事務所の中に置いている家庭児童相談室を拡充して、次世代育成や児童福祉分野を担っていくのだと言うように位置づけていくのであれば、それも一つの考え方だと思う。

しかし、都道府県に設置してある家庭児童相談室はもう必要ないのではないか。都道府県の家庭児童相談室があるために、同じ都道府県設置の児童相談所との業務内容が整理しにくかったり、市町村の児童福祉部門である家庭児童相談部門がなかなか育ちにくく、おまかせになってしまっている。だからこの部分については不要ではないかと思うし、また特別に担う業務もないのではないかと思う。

22) 上利久芳（聖家族の家・児童福祉施設関係者）

家庭児童相談室が、任意設置、非常勤職員が中心となっている現状で、地域の中核の相談機関になるのかどうか。大阪市の家庭児童相談室は地域の中核になれる可能性は持っている。

家庭児童相談室がこういうものではなく、トータルプランで考えていかなければならない。どうしても行政だと縦割りにになってしまうので、主たる役割分担も含めてトータルな視点でプランを作っていかなければならない。

23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

学校の先生が相談員になっていることが多い。専門家を配置しなければ機能できない。きちんと訓練を受けた人を配置すべきではないか。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

家庭児童相談室の職員はほとんどが非常勤であり、活発に相談支援を行っていけないところも多い。ソーシャルワーカーでないものが多く、福祉に対する理解が足りない場合も多い。

しかし、家庭児童相談室の充実化市町村の力量によると考えられる。充実のためには、お金も必要になる。市の家庭児童相談室は、よりプロセスのマネジメントができるようにする必要がある。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

ポイントは家庭相談員が誰かということである。これは、行政の考え方次第である。阪神間が連携を取りやすい状況なのは、ケースについて直接かつ具体的に家庭児童相談室と話し合いができる

からである。連携のために家庭児童相談室の家庭相談員は重要なので、非常勤ではなく、専任化することが必要である。

また、家庭児童相談室への相談以外の相談（母子相談、教育相談、保健相談など）について、窓口を整理することも必要である。

28) 浜田多衛子（白菊寮・児童福祉施設関係者）

大分県の場合、家庭児童相談室が十分機能していないのが現状である。大阪は非常に活発だと聞いているが、地域格差があると思う。退職した学校教員がやっているのので指示的な関わりになってしまうという現実がある。援助が上下関係になってしまうと援助関係が継続できない。相談体制は手厚くあればあるほどいいし、軽視されがちな部分ではあるが、いつ来てもいいという体制を整備していくことが必要である。

- ・家庭児童相談室が十分機能しているところは、それをさらに充実した体制にしていく。機能していないところは無くしても良いのではないか。

29) 藤本勝彦（あゆみの丘・児童福祉施設関係者）

すべての市に設置することが必要である。現在の家庭児童相談室は中途半端であり、もっと充実させることが必要であるし、現在のような非常勤職員の配置では十分な仕事はできない。また場所に関しても、市役所の一角ではなく、相談を請け負う場所としての整備が求められる。

30) 岩佐嘉彦（弁護士）

市町村の中でソーシャルワーク的な援助ができるのは、福祉事務所や家庭児童相談室なので、中心となることが求められてくるだろう。

日本ではなかなかソーシャルワーカーがいなくて、あまり重きも置かれていない。在宅指導を市町村が中心にやっていくのならば、家庭児童相談室の相談員は嘱託という立場のままではいけない。人員や執務体制を強化していく必要がある。

スクールカウンセラーもソーシャルワーカーとしての仕事が求められており、一部の器用なカウンセラーがスクールソーシャルワークをやっているように思う。

人員や執務体制の強化、ソーシャルワーカーの養成を考えると、大学教育のありかたにまで話は及ぶ。

31) 峯本耕治（弁護士）

現在の改正の方向性を実現するためには、市町村へ家庭児童相談室の設置を義務づけ、かつ家庭児童相談室には、実際にソーシャルワークができる人材をある程度の人数配置しないと行かない。さらに安定的に専門性を発揮してもらうためには常勤でないといけなないと思われる。

ケース対応には、きちんとしたスーパーバイザーの下で、手足となって動くワーカーが多数必要である。たとえばイギリスでは、スーパーバイザーとしてのソーシャルワーカーと、その下で手足となって動くファミリーワーカーが存在している。日本でも、イギリスのファミリーワーカーのように、家庭訪問して具体的な支援を行える人がかなりの人数必要である。虐待ケースへの対応には、支援や介入の形は様々であっても、実際の家庭のなかに飛び込んでいくことができる人材が必要であることは間違いない。

日本ではソーシャルワークという概念が定着していないので、実際のソーシャルワークを理解した上で政策を立案している人がほとんどいないのではないかと思われる。政治家はもちろんのこと厚生労働省にしても、行政のなかで政策を考えている人が、ソーシャルワーカーについての具体的なイメージがないように思う。もちろん人の確保にはお金が必要なので、それが一番のネックになっているのだと思うが、ソーシャルワークについてのイメージの低さもワーカーの確保の必要性についての認識を低くさせている原因だと思われる。

今回の法改正で、市町村にネットワークのキーとしての位置づけがなされても、実際に動く人がいない。この点を何とかしないといけない。

6. 児童家庭支援センターのあり方

1) 網野武博（上智大学・大学関係者）

児童家庭支援センターは現在と同じ位置づけでよいと考える。児童家庭支援センターは、よろず相談ではなく、特有の目的や方向づけをした専門分野ごとの相談を受ければよい。また、社会福祉法人の保育所や公立保育所が、一定の設置運営基準や最低基準等に基づいて、児童家庭支援センターを設置してもよいと考える。

2) 大嶋恭二（東洋英和女学院大学・大学関係者）

児童家庭支援センターも、実際どのくらい機能しているのか疑問である。身近なところでの相談という趣旨でスタートしたにも関わらず、実際のところ施設側の設置場所が偏っているため、必ずしも全国的にくまなく展開されているわけではない。法律によって制定されてから数年経過しているが、認知度等も高めていかなければならない。

3) 柏女霊峰（淑徳大学・大学関係者）

児童家庭支援センターは市町村の事業にしていく。ここが要保護児童対策地域協議会の民間機関の主要なメンバーとして入り、場合によっては要保育認定などを行う専門家がいるということも考えられる。

4) 加藤曜子（流通科学大学・大学関係者）

これは、意外と伸びなかった感がある。また、地域偏在化している。

設置数も最初はものすごく増やすといていたが、実際うまく機能していないところがあるため、（都市によってはうまくいっているのかもしれないが）意味付けがよく分からないのが現状である。

虐待ホットライン等がうまく機能しているところもあり、それが今後どうなっていくのかというのは注目していきたい。

また、地域に開かれた施設ということだが、虐待児の入所が増えそのケアに追われ、施設職員自身の職務配分がどこまでできるのか。

さらに、センターの担当として雇用されているのは臨床心理士が多く、臨床心理士が電話相談にあたり、その地域のグループワークを行う等をしており、それはそれで一定の効果があるのかもしれないが、あまりよく見えてこない。その他には、OBの職員が雇用されていることもある。

例えば、都市型の児童家庭支援センターのあり方であれば、児童放課後健全育成事業や子育て支援センターとどうリンクさせるのかといったこともテーマであると思う。

5) 小林英義（会津大学短期大学部・大学関係者）

①を含む。

6) 芝野松次郎（関西学院大学・大学関係者）

児童家庭支援センターは、最初の設置目標には至っていない現状である。

児童養護施設が地域の中で中心的な存在になり、児童家庭支援センターは地域と施設を結びつけることが重要な役割であると考えている。

現在、児童家庭支援センターの活動内容は子育てに関する相談事業が中心である。しかし、専門的な人員はソーシャルワーカーと心理職しかない。この限界をもって、どこまで活動支援ができるのか。

こういった現状ではあるが、児童家庭支援センターとしてできることは、子育てに関するプログラムの開発や地域の中での資源を創っていくことである。今の体制で進めていきつつ外との関係を結ぶことが、児童家庭支援センターに求められている。

児童養護施設内のファミリーソーシャルワーカーと児童家庭支援センターが、外との関係を創っていくことは大切である。児童家庭支援センターが児童養護施設との繋ぎ、地域との繋ぎの役割ができることは重要である。

7) 高橋重宏（日本社会事業大学・大学関係者）

平成9年改正では児童家庭支援センターを全国で500か所つくる計画だったが、整備は大きく遅れている。今後増やしていかなければならない。ただ、児童家庭支援センターは都道府県との結びつ

きだけで、地元の市町村との関係がない点が問題である。3) ①で述べたように、児童家庭支援センターが提供する専門サービスを地元の市町村が買い取る仕組みをつくることなどによって、地元にも専門性を提供していくべきである。なお、児童養護施設等の配置には地域差があるが、小さい自治体は複数の自治体で事務組合を作って施設をつくるか、大きな施設の分園型のグループホームをつくって対応すればよい。児童家庭支援センターが500カ所つくられ、そこに優秀な社会福祉士が配備されていけば児童養護の部分でもソーシャルワークがきちんと位置づけられていくことになる。

8) 竹中哲夫（日本福祉大学・大学関係者）

④を含む。

9) 津崎哲雄（京都府立大学・大学関係者）

児童家庭支援センターを設置したが、結局電話もなかなかかかってこないという実態も聞いており、機能していると言えるのかは疑問である。24時間の夜間電話相談の対応も、児童相談所ができずに対応力が弱いから広げようという発想であった。これも入所施設の地域貢献、予算獲得のためと妥協したところもあるから、パッチワーク的になっているとも言える。

センターと名のつく施設はこれだけであり、児童相談所のブランチに位置づけるのは可能かと思われる。虐待についての地域の相談を施設にやらせようという発想が発端であったのだが。

10) 西澤哲（大阪大学・大学関係者）

委託事業であるが、児童相談所の機能をまずしっかりしたものとして、児童相談所がノウハウも含めて事業を委託していかなくてはならない。施設設置型として、地域に開かれた施設云々という話があるが、施設は本業をしっかり行っていかなければならない。

11) 松原康雄（明治学院大学・大学関係者）

設置数が少ないので、全国レベルでいくと、種別として取り上げられるほど量的な影響力はない。個々の児童家庭支援センターを見るとよくやっている所もあるが、まだ個別の事例にすぎない。

12) 森望（立正大学・大学関係者）

児童家庭支援センターと家庭児童相談室の違うところは、即日保護ができる、シェルター機能が果たせるということである。そういう意味では、これまでの事例でもうまくいっているし、これからはもうまくいくと思う。費用がかかるので自治体としてはどうしても二の足を踏みがちだが、実際に設置したところでは非常にうまくいっているところが多い。児童相談所の数が少ない県はもっと設置していけばよいと思う。

区域について現状では、広い管轄区域を持たされている児童家庭支援センターがある。今は無茶を強いているかもしれない。どれくらいの規模が適切かは、児童家庭支援センターのあり方にもよ

るし、地域子育て支援センターとは機能が違うので難しいところであるが、地域子育て支援センターを中学校区に一つとすると、児童家庭支援センターはもうちょっと広くてもいいかもしれない。そうならば、児童相談所が50万人に1か所とすると、複数自治体に1つでもいいとして、10万人を目安にしてもいいかもしれない。

13) 家常恵（徳山大学・児童相談所関係者）

民間の機関（社会福祉法人）も地域の相談機能を担う必要がある。現在設置されている児童家庭支援センターがその機能を果たしていくものである。

しかし、施設はいつも相談しやすい場所にあるとは限らない。偏在していることもあることから、一般的に立地的な問題も多い。児童家庭支援センターは児童福祉施設に併設するものであって、児童相談所の替わりになるものではないと思う。

財政の問題もあるということで、数的には少ないが、児童家庭支援センターを、より機能させる方向は必要である。しかし、人材がないと実質的な効果が上がらないと思う。適材を得て、やれるようになるべきである。

施設も利用者だけをみるという視点ではなく、地域と結びつき、「社会化」されて、地域の人が入り出す必要もある。自己完結的な施設は今の時代では好ましくない。施設の職員もソーシャルワーカーとしての相談の仕事もできるようにすべきである。その前に、良いソーシャルワークができる人材を養成して社会に出すことが必要である。

14) 家村昭矩（北海道中央児童相談所・児童相談所関係者）

当初北海道では児童相談所のない市にセンターを設置するという方針に基づきセンターが設置されていたが、現在は児童相談所が存在する市の児童養護施設にも設置されるようになってきた。

センターは住民にとって児童相談所より敷居が低く、またセンターでのショートステイの申請は増加傾向にあることから理解できるように、地域の養育ニーズに広く、深く関わっていける可能性がセンターにはある。相談支援活動などセンター機能の充実化により児童相談所のかんりの業務をセンターが担うことになってくるのではないかと。そして児童相談所が措置業務や、より複雑な養護・非行・障害などの問題に特化していけるようにも思われる。今後、児童相談所とセンター間の業務に関する整理をする必要がある。

16) 才村純（日本子ども家庭総合研究所・児童相談所関係者）

児童家庭支援センターは、家庭児童相談室に取って代わる機関として国は考えていたが、設置が進んでいない。児童家庭支援センターは、市町村の一次窓口の役割を担うものでもなければ、家庭児童相談室に取って代わるものでもない。児童相談所の手足として位置づけていくべきと考えている（児童相談所の委託を受けて、保護者援助をやる、カウンセリングをやるなど）。つまり、高度なケースに対応していくことが考えられる。

したがって、広域的観点からの設置が必要であり、都道府県が地域の実情を踏まえて設置していくことが望ましい。

17) 坂本正子（大阪府・児童相談所関係者）

これが一番難しい。法改正でどうするのかなど思っていたのだが、特に、これについては今のところ動きはないが、いずれ、あり方を検討しなくてはならないと思う。これは都道府県の事業なので、これから市町村が相談を受ける時代に入らないうちで、児童家庭支援センターがどういう役割を果たすのかが見えにくくなっている。もともとは児童相談所がカバーしきれない地域で相談や通所指導を行うためにできたわけである。大阪府にも1か所、大阪市にも1か所あるが、特に大阪府の場合は子ども家庭センターがあってそれほど交通の便が悪くない。児童相談所、市町村、児童家庭支援センターとの役割分担をどうしていくのか。児童家庭支援センターがある地域では、地域子育て支援センターとの関係をどう整理するのかということもあると思うので、これはいずれ制度自体をどうするかを検討しなければいけない。しかし、施設に付置されている、あるいは近いところに作ってもよいという方向に緩和されており、24時間対応可能というメリットがあるので、その利点を生かした役割に特化していくのは可能かと思う。あるいは施設の身近な地域で、地域貢献の役割を果たすとかということが考えられるかもしれない。

18) 菅野道英（彦根子ども家庭相談センター・児童相談所関係者）

児童家庭支援センターのもつ機能は、施設等のもっているノウハウを使って子育てを支援することがメインかと思うが、滋賀県では2か所程度と少なく、一つのセンターで広域をカバーしなければならない、専任の職員も少ない。また、本来は施設と支援センターは独立した別のものにならなければならないが、施設機能に支援センターが取り込まれている場合もある。現状では、市町村の相談支援体制と支援センターのどこに違いがあるのか不明確であり、位置づけが中途半端になっているのではないだろうか。

19) 津崎哲郎（花園大学・児童相談所関係者）

家庭児童相談室と児童家庭支援センターのすみわけがどうなるのかというのが当初の課題だったが、絶対的な数不足に陥っている児童相談所のミニ版として地域に根ざしたものが需要だということで、児童養護施設に付置してケースワーカーや心理職を配置した。児童相談所の職員は在宅支援まで手が回らないから児童家庭支援センターに委託する、緊急保護機能が期待できるということで始まったが、児童養護施設も大変な状況にあり、大阪市でも一時保護機能がほとんど機能していないし、委託することもほとんどない。

ないよりあるほうがまだだが、あり方を考えていかないと単なる相談機関という機能だけでは心もとない。常勤1名、非常勤2名という貧弱な体制では無理がある。地域のコーディネートをし、地域のマンパワーを活かすという役割を持つべきではないか。しかしそこまでの力量を持っている

スタッフは少ない。今後はより地域の支援力を高めるための地域づくりを志向していくべきである。児童相談所のミニ版となればもう少し業務の広がりを目指していく必要がある。

20) 萩原總一郎（四天王寺国際仏教大学・児童相談所関係者）

児童相談所に行くのは不便だから近くの施設に設置しよう、一時保護委託ができるから設置しようという動きの中で設置され始めた。また家庭児童相談を民間でつくればよいのではないかということが根っこにある。家庭児童相談室には保護機能がなく、児童家庭支援センターは地域性があるので、僻地には必要と考える。市町村の家庭児童相談や僻地のセンターということでは必要である。

児童相談所は、通告され、相談され、初めて動き出すことから、発見機能はない。そのためセンターによるアンテナをはり、早期発見につなげる関係を持って欲しい。

また、町村に福祉事務所を置くべきだと考える。発見調査機能があり、通告機能を高め、身近なところでの相談機関という意味から設置が望まれる。

21) 前橋信和（関西学院大学・児童相談所関係者）

児童家庭支援センターについても入所型施設にくっついた形になってしまっているといけない。入所型施設との連携は大切であるが、内容的にそれとは違うということを実行していかなければならないだろう。

市町村によっては、相談部分を児童家庭支援センターに委託するとか、ネットワークの事務局的な仕事をするとか、そういった形も模索していかなければならない。また市によっては地域子育て支援センターを独立型にして、家庭児童相談室や保健センターをくっつけているところもある。

また今までそれほど仕事内容が明確ではなかったが、児童家庭支援センターが地域におけるファミリーソーシャルワークを担っていく機関であるというように、機関としての業務をさらに明確にしていく必要がある。いずれにしてももう少し数を増やしていかなければならないだろう。

22) 上利久芳（聖家族の家・児童福祉施設関係者）

児童家庭支援センターも設置されたが、実質何をしているかといったら曖昧で、浸透していない。保育所を併設していたら、その保護者が相談に来るとかは聞けるが。

施設に併設している利点を発揮し、一時保護を行うなど「ミニ児童相談所」のような役割が果たせたらよいと思う。ただ、役所との関係で設置したところが多く、純粋な発想で設置しているところが少ない。

今後、独自性を出していく必要がある。

23) 飯田進（堀川愛生園・児童福祉施設関係者）

福島県に児童家庭支援センターはない。今後作ろうという動きはある。オーストラリアにセントジョーンズ・フォー・ボーイズアンドガールズという法人がある。そこは施設養護、養育里親運動

の他に問題多発地域にセンターを作って、そのセンターから地域にでかけていってケアをする、相談を受ける、センターで待っていて相談を受けるという二つの活動を行っている。他にも経済支援や就労支援、養育相談なども請け負っている。こういう方法を日本も行って見たらどうかと勧めたことがある。日本で考えると、都市部ではいいかと思うが農村ではどうだろうか、と思う。しかし、取り組みとしては必要と感じている。24時間以内に家庭で起こった問題を解決しようというイギリス、バーミンガムのクラッシュパッドのような仕組みが必要である。このチームにはソーシャルワーカーを中心に精神科医、心理職、警察、学校の教員などが関わっている。ソーシャルワーカーの力量が問われることになる。

24) 喜多一憲（キンダーホルト・児童福祉施設関係者）

児童家庭支援センターが24時間体制であることの意味は、補完的であること。児童相談所ができない、隙間の部分を取り払えるからである。これが民間の先駆性であるかもしれない。

「相談を年間300件以上やらないといけない」という行政評価基準があったが、何が必要なのかを考え、相談事業だけではなく、地域の子ども、地域支援、子育て支援まで幅広く支援する活動をやっていく必要がある。例えば、児童館的な発想でやっていく児童家庭支援センターがあってもよい。

児童家庭支援センターが24時間、夜間には携帯電話に転送して相談を受けるということは、厳しい職員体制の現状では、難しいことが多い。またソーシャルワーカーとセラピストのみの体制では厳しい。

児童相談所に行く相談ケースが児童家庭支援センターに丸投げということにならないようにしなければならない。しかし、児童家庭支援センターに対するニーズがあれば、相談に対して支援をしていかなければならないと考えている。ただ単に施設に回せばいいというものではない。

もし、本施設に児童家庭支援センターが設置できれば、母子が宿泊できる場、楽しく子育てができるような沙龙的な場、もしくは一時預かりサービス等を整備していきたい。

25) 桑原教修（舞鶴学園・児童福祉施設関係者）

舞鶴学園も来年度は設置するかもしれないということもあり、今年度、児童家庭支援センターの総会に参加したが、よい仕事をされているセンターもある一方で、中身として何をやっているのかわからないところもある。地域性もあり、それぞれによって違いがあることは明らかである。

26) 側垣一也（三光塾・児童福祉施設関係者）

市町村における児童家庭支援センターの設置が必要である。国が地方へ交付金を出したとしても、市町村のやる気や体力がなければ有効活用ができない。また児童家庭支援センターを市町村が理解していない場合も多いだろう。このため、既存のところを活用すれば、できることはたくさんあるのではないかと考える。窓口を一本化し、保育所も含め既存の民間施設とのタイアップで、児童家